

埼玉県市町村公共施設アセットマネジメントプラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は「埼玉県市町村公共施設アセットマネジメントプラットフォーム」(以下、「プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、公共施設アセットマネジメントの推進に向け、市町村及び県、関係機関との情報共有、意見交換並びに連携強化を推進することにより、県内市町村の公共施設アセットマネジメントの取組を総合的に支援し、市町村の一定の行政サービスの維持及び長期的な財政負担の軽減を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 プラットフォームは、市町村及び県、その他本会の目的に賛同する団体等をもって構成する。

2 プラットフォームへの参加を希望する関係者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。

(活動)

第4条 プラットフォームは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 公共施設アセットマネジメントに取り組む市町村の情報共有
- (2) 公共施設アセットマネジメントに関する先進事例及び優良事例の収集並びに共有
- (3) 市町村及び県、関係機関等との意見交換
- (4) プラットフォームポータルサイトの開設・運営
- (5) 公共施設アセットマネジメントに関する相談への対応
- (6) 公共施設アセットマネジメントに関するセミナーの開催
- (7) その他プラットフォームの目的達成に必要な事項

(特定テーマ勉強会)

第5条 プラットフォームは、アセットマネジメントの実践的な取組について詳細な検討を行うため、必要に応じて構成員の一部により組織された特定テーマ勉強会を設置することができる。

- 2 プラットフォームの構成員は、勉強会の設置を提案できる。
- 3 勉強会には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 勉強会の運営等に関し必要な事項は事務局が別に定める。

(事務局等)

第6条 プラットフォームに事務局を置く。

２ プラットフォームの事務局は、埼玉県企画財政部市町村課に置く。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 8 日から施行する。